

国民年金だよ



◆国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

国民年金第1号被保険者※が出産をされた際、出産前後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。この制度は、保険料を免除された期間も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されるお得な制度です。

なお、産前産後期間は付加保険料が納付できるほか、産前産後の保険料を前納している場合、全額返金されます。

※20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者とその家族、学生、無職

【保険料納付が免除される期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多児妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された方を含みます。）

●対象となる方

国民年金第1号被保険者で平成31年（2019年）2月1日以降に出生された方が対象です。現在、他の保険料免除制度を利用されている方も手続してください。

●届出方法

出産予定日の6か月前から旭川年金事務所又は役場住民課の窓口で届出ができます。届出をしなければ免除にはなりませんので、早めの届出をお勧めします。

なお、出産後も届出は可能です。

●手続に必要なもの

①申出書

日本年金機構ホームページからダウンロードし、利用できます。

また、旭川年金事務所や役場住民課の窓口にも備え付けています。

②母子健康手帳など※1（出産後は、市区町村で確認ができる場合は不要です※2）

※1 郵送で届出をする場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。

※2 別世帯の子の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。



◆国民年金保険料について

国民年金第1号被保険者や被用者保険の任意加入被保険者は、国民年金保険料を納付しなければなりません。

●国民年金保険料の金額

国民年金保険料の金額は、1か月あたり16,250円です。

●付加年金料

国民年金保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納付することにより、将来の老齢基礎年金の額を増額できる制度があります。

●国民年金保険料の納付期限

国民年金保険料の納付期限は納付対象月の翌日末日です。ただし、月の末日が土曜日、日曜日、祝日、年末年始に当たるときは、翌日最初の金融機関等の営業日が納付期限となります。

●納付期限までに納付できないとき

保険料が納付期限までに納付されないとき、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。

●納付方法

国民年金保険料の納付方法には次の3つの方法があります。

- ① 納付書での支払
- ② 口座振替での支払
- ③ クレジットカードでの支払

◆年金相談や、手続きの際は、事前予約を

① 予約は、相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

② 予約の際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）を用意し、全国共通の予約専用受付ダイヤルか、旭川年金事務所にご連絡ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 26-9026
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002
全国共通予約専用受付ダイヤル
電話 0570-05-4890